

三次市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は，三次市広告掲載要綱（平成19年三次市告示第6号）第4条第3項の規定に基づき，広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業所)

第2条 次に掲げる業種，事業所等の広告は掲載しない。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で，風俗営業と規定される業種又はこれに類する業種

消費者金融

たばこ業者

ギャンブルに係るもの

社会問題を起こしている業種又は事業者

法律の定めのない医療類似行為を行う施設

興信所，探偵事務所等

債権取立て，示談引受け等を業とするもの

法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行っているもの

民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・再生手続中の事業者

法令又は条例等に違反しているもの

行政機関から行政指導を受け，改善がなされていないもの

前各号に掲げるもののほか，市が保有する財産等を広告媒体とする業種又は事業所として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第3条 次の各号に掲げるものは，広告媒体に掲載しない。

法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 法令等により製造，販売，提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ 粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスを提供す

るもの

公の秩序に反するもの又はおそれのあるもの

ア 暴力，賭博，売春等の行為を推奨し，又は肯定若しくは美化したもの

イ 残虐な描写等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で，露骨，わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

オ 社会的秩序を乱すおそれがあるもの

基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ア 人権侵害，差別，若しくは名誉毀損するもの又はそのおそれがあるもの

イ 他をひぼう，中傷，若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人種，心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み，基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

エ 第三者の氏名，写真，談話，商標，著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

政治性があるもの

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

個人又は団体の社会問題についての主義主張の意見広告

個人又は法人の名刺広告

美観風致を損なうおそれがあるもの

ア 色，デザイン等が景観と著しく違和感があるもの，意味が不明なもの等，公衆に不快感を起こさせるもの

イ 自動車等運転者の誤解を招き，又は注意力を散漫にするおそれがあり，交通事故を誘発する等交通安全を阻害するおそれのあるもの

ウ 良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの

内容又は責任の所在が不明確なもの

ア 代理店，副業，内職，会員募集等で，その目的，内容又は責任の所在が不明確なもの

イ 通信販売で，連絡先，商品名，内容，価格，送料，数量，引渡し，支払方法，返品条件等が不明確なもの

ウ 通信教育，講習会，塾又は学校類似の名称を用いたもので，その実体，内容，施設が不明確なもの

虚偽又は事実と異なる内容を含むもの，事実を誤認するおそれがあるもの等，消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

ア 誇大な表現及び根拠のない表示又は誤認を招くような表現を含むもの

イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの

ウ 社会的に認められていない認可，保証，賞，資格等を使用して権威づけようとするもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種，商法及び商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 投資信託等の広告で，元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

ク 人材募集広告については，労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守していないもの

ケ 自己の供給する商品等について，これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので，二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの

サ 他人名義の広告

シ 責任所在が明確でないもの

ス 広告の内容が明確でないもの

セ 国，地方公共団体，その他公共の機関が，広告主又はその商品，サービス等を推奨，保証，指定等をしているかのような表現のもの（国，地方公共団体，その他公共の機関が別に認証等を行っている商品，サービス等に係るものを除く）

ソ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

タ 消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（市の編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で，広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

青少年保護又は健全育成の観点から適切でないもの

ア 水着姿，裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし，出品作品の例，広告内容に関連する等，表示する必然性がある場合は，その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力又は犯罪を肯定し，助長するような表現

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体，精神又は教育に有害なもの

前各号に掲げるもののほか，市が保有する財産等の性質等を考慮し，広告を掲載することが適当でないと認められるもの

ア 品位を損なう表現のもの

イ 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの

ウ 私設私書箱，電話代行サービス等に関するもの

エ 投機を著しくあおる表現のもの

オ 占い，運勢判断等に関するもの

カ 通貨及び郵便切手の複写の使用

キ 謝罪，釈明等

ク 尋ね人，養子縁組等

ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し，又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

コ 非科学的又は迷信に類するもので，利用者を惑わせたり，不安を与えるおそれのあるもの

サ デザイン色及び色彩が著しく品位なく派手で，広告媒体との調和を損なうと認められるもの

シ その他社会的に不適切なもの

(業者ごとの個別基準)

第4条 広告媒体主管室，担当等は，掲載の都度，別表に定める業者ごとの基準に基づき，掲載の可否，表示内容等を審査する。

(個別の基準)

第5条 第2条から前条に定める基準のほか，広告媒体の性質に応じた個別の基準は，当該広告媒体を所管する部長等が必要に応じ定めるものとする。

2 前項に定める掲載基準の適用については，広告ごとに具体的に判断し，当該広告の全部又は一部について修正，削除等を行うことにより，広告をすることができると認められる場合は，広告主に修正，削除を求めることとする。

附 則

この基準は，平成19年2月7日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	業種	基準
1	人材募集広告	<p>人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつ旋の疑いのあるものは認めない。</p> <p>人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。</p>
2	語学教室等	<p>安易さ又は授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。</p> <p>例示「1箇月で確実にマスターできる。」等</p>
3	学習塾・予備校等 (専門学校を含む。)	<p>合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。</p> <p>通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。</p>
4	外国大学の日本校	<p>当該大学は、日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を表示する。</p>
5	資格講座	<p>民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。具体的には次の主旨を明確に表示すること。</p> <p>例示「この資格は国家資格ではありません。」</p> <p>「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。具体的には次の主旨を明確に表示すること。</p> <p>例示「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」</p> <p>資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の</p>

		<p>売りつけ又は資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのよう に誤認される表示はしない。</p>
6	病院，診療所又は助産所	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第69条又は第71条の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。</p> <p>提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>広告する治療方法について，疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>写真については，病院の全景又は当該医療機関が保有している医療設備，機械の写真等，医療に密接に関わるものは広告できない。</p> <p>マークを用いることはできるが，そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマーク又は名称は自由に用いることができない。</p>
7	施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。</p> <p>施術者の技能，施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院，カイロプラクティック，エステティック</p>

		等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
8	医薬品等	<p>薬事法(昭和35年法律第145号)第66条から68条の規定の範囲内で掲載する。</p> <p>最大級及びそれに類する表示は掲載できない。</p> <p>効能、効果及び安心を保証する表示(使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等)は掲載できない。</p>
9	健康食品、保健機能食品、特別用途食品	食品であるため、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量等の表示はできない。
10	介護保険法(平成9年法律第23号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等	<p>サービス全般(老人福祉施設を除く。)</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>例示「三次市事業受託事業所」等 有料老人ホーム</p> <p>に規定するもののほか、</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。</p>

		<p>有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は，法人名，代表者名，所在地，連絡先，担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
1 1	墓地等	市長の許可を取得し，許可年月日，許可番号及び経営者名を明記すること。
1 2	不動産事業	<p>不動産事業者の広告の場合は，名称，所在地，電話番号，認可免許証番号等を明記する。</p> <p>不動産売買又は賃貸の広告の場合は，取引様態，物件所在地，面積，建築月日，価格，賃料，取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示制限に従う。</p> <p>契約を急がせる表示は掲載しない。</p> <p>例示「早い者勝ち，残り戸数あとわずか」等</p>
1 3	弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は，名称，所在地，一般的な事業案内等に限定する。
1 4	旅行業	<p>登録番号，所在地，補償の内容を明記する。</p> <p>不当な表示に注意する。</p> <p>例示『雪がない時期の「スキー旅行」』や「行程にない場所の写真」等</p>
1 5	通信販売業	<p>会社概要，商品カタログ等を検討し，妥当と判断したものに限り掲載する。</p> <p>返品等に関する規定が明確に表示されていること。</p>
1 6	雑誌・週刊誌等	<p>適正な品位を保った広告であること。</p> <p>性犯罪を誘発・助長するような表現（文言又は写真）がないものであること。</p>

		<p>犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>有害図書と認められないものであること。</p>
17	映画・興業等	<p>暴力，賭博，麻薬，売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>性に関する表現で，扇情的，露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>内容を極端にゆがめたり，一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>年齢制限等，一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p>
18	古物商・リサイクルショップ等	<p>営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は，廃棄物を処理できる旨の指示はできない。</p> <p>例示「回収，引取り，処理，処分，撤去，廃棄」等</p>
19	結婚相談所・交際紹介業	<p>結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>掲載内容は，名称，所在地，一般的な事業案内等に限定する。</p>
20	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>掲載内容は，名称，所在地，一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>出版物の広告は，主張の展開及び他の団体に対</p>

		して言及（批判，中傷等）するものは掲載しない。
2 1	募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 下記の主旨を明確に表示すること。 例示「 募金は， 知事の許可を受けた募金活動です。」等
2 2	質屋・チケット等再販売業	個々の相場，金額等の表示はしない。 例示「 のバッグ30,000円」,「航空券 広島～東京10,000円」等 有利さを誤認させるような表示はしない。
2 3	トランクルーム及び貸し収納業者	「トランクルーム」は，国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。 「貸し収納業者」は，会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。具体的には次の主旨を明確に表示すること。 例示「当社の は，倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等
2 4	ダイヤルサービス	“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは，内容を確認のうえ判断する。
2 5	ウィークリーマンション等	営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
2 6	その他	表示については，次の事項に注意を要すること。 割引価格の表示 割引価格を表示する場合，対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例示「メーカー希望小売価格の10%引き」等 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合には，その旨明示すること。 例示「交通費は実費負担」,「入会金は別途かか

		<p>ります。」等</p> <p>責任の所在，内容及び目的が不明確な広告 広告の法人格を明示し法人名を明記する。広告主 の所在地，連絡先を明確に表示する。連絡先につ いては固定電話とし，携帯電話，PHSのみは認 めない。また，法人格を有しない団体の場合には， 責任の所在を明らかにするために代表者を明記す る。</p> <p>肖像権・著作権 無断使用がないか確認をする。</p> <p>アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する こと。</p> <p>例示「お酒は20歳を過ぎてから」等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p>
--	--	--